# (独)日本学生支援機構

## 1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育 成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的として、学資の有利子貸与事業を行っている。

(参考) 財投対象外の事業としては、特に優れた学生等であって経済的理由により著しく修学に困難があるものに対し、学 資の無利子貸与事業を行うほか、留学生支援事業、学生支援事業がある。

## 2. 財政投融資計画額等

(畄位・倍田)

	(十四:12:17)
18年度財政投融資計画額	17年度末財政投融資残高見込み
3,473	17,890

#### 3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など

- (1) 有利子貸与事業実績等
- ア. 貸与実績(平成 16 年度)

512,727 人

4,112 億円

イ. 総貸与実績(昭和59~平成16年度累計)

1,348,602 人

22,393 億円

(注)貸与人員は各年度の新規採用人員の累計。

ウ. 貸与残高(平成16年度末)

1.134.483 人

16,962 億円

(注)貸与人員は返還中及び在学中の人員を含む。

工. 貸与計画(平成18年度)

631.287 人

5,278 億円

#### (2) 社会·経済的便益

- ① 有利子貸与事業は、大学、短大、大学院、高専(4・5 年生)及び専修学校(専門課程)の学生・生徒に対し て、卒業後の収入を返還財源として、適切な利用者負 担のもとに、学資を貸与しているものである。平成 11 年度以降は学資の貸与を必要としている学生のニー ズに対応するため、貸与人員の大幅拡充、貸与月額 の選択性の導入及び貸与条件の緩和などの抜本的 拡充を図っている。
  - ・ 貸与人員の拡充

(平成 11 年度実績) (平成 18 年度計画)

20.8 万人 63.1 万人

(3.0 倍)

- ② 有利子貸与事業により、多くの学生等が自立し、 安心して学ぶことができるよう学生等に適切な修 学環境を整備し、次代を担う豊かな人間性を備え た創造的な人材の育成に資するとともに、国際相 互理解の増進に寄与することとしている。
- ③ 日本学生支援機構の奨学金貸与事業により確保さ れた修学機会について

「平成14年度学生生活調査報告」(文部科学省)に おいて「家庭からの給付のみでは修学困難」または 「家庭からの給付なし」と回答した者の割合に基づき推 計を行ったところ、大学学部・短大等進学者のうち6% の者(うち4%が有利子貸与事業による)が日本学生 支援機構の奨学金貸与事業により進学が可能になっ たと推計される。

#### 4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

[政策コスト]		(	単位:億円)
区 分	17年度	18年度	増減
1.国からの補給金等	2,501	3,076	+575
2.国への資金移転	-	I	-
1~2 小計	2,501	3,076	+575
3.国からの出資金等の機会費用分	△167	△85	+82
1~3 小計	2,334	2,991	+657
4.欠損金の減少分	_	-	_
1~4 合計=政策コスト(A)	2,334	2,991	+657
分析期間(年)	26	26	_

「投入時点別政策コスト内訳]

(単位・億円)

区 分	17年度	18年度	増 減	
(A) 政策コスト (再掲)	2,334	2,991	+657	
① 分析期首までに投入された 出資金等の機会費用分	0	0	I	
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	2,334	2,991	+657	
国からの補給金等	2,501	3,076	+575	
国への資金移転	_	_	_	
剰余金等の増減に伴う 政策コスト	△ 167	△ 85	+82	
出資金等の機会費用分	-	_	_	

[経年比較分析]

(単位:億円)

区 分	17年度	18年度	増 減
(A) 政策コスト(再掲)	2,334	2,991	+657
(A')(A)を17年度分析と同じ前提			
金利で再計算した政策コスト	2,334	2,999	+665
(B)(A')のうち18年度以降に発生			
する政策コスト	2,159	2,999	+840

18 年度の政策コストは 2,991 億円である。17 年度と 18 年度の前提金利 の変化による影響を捨象し、18年度以降に発生する政策コストを比較すると 実質的な政策コストは 17 年度から 840 億円増加したと分析される。このよう な実質的なコスト増は、以下のような要因によるものと考えられる。

- ・ 18 年度新規貸与分による利子補給金の増 (+516 億円)
- ・ 貸与額の規模増による貸倒引当金の増(+208億円)
- 繰上償還率の低下による増(+33億円)
- ・ 貸与額の規模増による管理費の増(+22 億円)

Γ <del>7</del> V≎ A—	無田	ᄗᆝᄑᄼ	·左一	<b>¬</b> I	、内訳]
	뽀다	THI IM	क्त ।	. A P	· M= IAI

(単位:億円)

(A) 18年度政策コスト(再掲)	2,991
① 繰上償還	△ 98
② 貸倒	181
③ その他(利ざや等)	2.908

[前提条件を変化させた場合]

(畄位・倍田)

	(十元・ ② 1)
変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
貸付及び調達金利+1%	4,281 (+1,290)
	増減額のうち機会費用の増減額△10

<参考>

補給金・出資金等の18年度予算計上額

補給金等: 158 億円 出資金等: 一 億円

# 5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ① 日本学生支援機構が行う奨学金事業のうち、有利子貸与事業を試算の対象としている。
- ② 有利子貸与事業については、既往の貸与残高 20,791 億円(平成 17 年度末予定額)に加え、18 年度予算の貸与額 5,278 億円及び 19~23 年度までの学年進行に伴う貸与額 6,914 億円を実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は、既往の貸与金に加え、上記②に基づき貸与(最長で医学部等の6年間)を行い、その後回収(最長20年間)が完了するまでの26年間となっている。
- ④ 貸与利率については3%を上限とし、在学中は無利子である。
- ⑤ 一般管理費については、日本学生支援機構の一般管理費から有利子貸与事業の業務に係る経費を抽出した後、新規融資に係る経費と債権 管理等に係る経費とに分類し、新規融資分は有利子貸与額、債権管理等に係る経費は有利子貸与残高の割合に基づき算出している。
- ⑥ 繰上償還については、平成18年度予算における繰上償還率を基に算出している。
- ⑦ 貸倒償却については、民間企業同様に「金融商品に係る会計基準」に準拠して算出している。その積算方法として、将来キャッシュフローを見積もり、各推定年度末における破産再生更正債権等(延滞年数が10年以上となった割賦金額)の合計額578億円を見込んでおり、この金額が平成18年度以降の分析期間中に償却される。

(単位:%)

	(実績)			(見込)	(計画)	(試算前提)	
年度	13	14	15	16	17	18	19年度以降
繰上償還率	5.05	4.805	4.202	2.692	2.76	2.269	19年度以降 2.269
貸倒償却率	0.0017	0.0023	0.0011	0.0006	0.0007	0.0007	19~43年度の平均償却率 4.814304

⑧ 平成 16 年度末におけるリスク管理債権の残高は、646 億円。民間の企業会計原則に準拠して経理した場合の貸倒引当金は、298 億円(平成 16 年度末)である(貸倒引当金 / 貸付金 = 1.759%)。

#### 6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

(理由)

奨学金事業を行うにあたっては、その目的を達成するため、事務費等の運営費交付金、返還免除補填金や回収不能債権補填金の国庫補助金及 び利用者の負担を軽減するための政府補給金を受け入れている。

#### (根拠法令等)

・補助金、政府補給金については、下記の法令による。

独立行政法人日本学生支援機構法第23条

「政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第 13 条第 1 項第 1 号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。」

・運営費交付金については、下記の法令による。

独立行政法人通則法第46条

「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」

・政府出資金については、下記の法令による。

独立行政法人日本学生支援機構法第5条第2項

「政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。」

# 7. 特記事項など

- ① 日本学生支援機構の有利子貸与事業の政策コストは、経済的理由により修学に困難のある優れた学生等に対し、長期かつ低利な学資を貸与することにより発生しているものであり、これにより多くの学生等が自立し安心して学ぶことができるよう、学生等の適切な修学の環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成が図られている。
- ② 日本学生支援機構は平成16年4月1日に設立されたため、16年度以降については独立行政法人会計基準に則した積算とした。
- ③ 旧日本育英会では特別勘定を分析対象としていたが、日本学生支援機構では独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第 17 条第 2 号に基づき、「第二種学資金の貸与に係る業務」の経理区分について分析を行った。
- ④ 本分析については、財投機関債発行の際の「債券内容説明書」に掲載し、債券発行におけるIR活動に活用している。
- ⑤ これまでの政策コストの推移は以下の通り。(平成15年度までは、日本育英会のコスト額である。)

12年度 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度

1,082億円 1,049億円 1,187億円 834億円 1,379億円 2,334億円 2,991億円